



## 香川県の最低賃金 しっかりチェックしましょう!

### ★地域別最低賃金 平成28年10月1日～

時間額

**742円**23円  
UP!

#### ○最低賃金制度とは

国が賃金の最低限度を定めることにより、労働条件を改善し、労働力の資質向上や事業の公正な競争の確保を図ろうとする制度です。

最低賃金は、物価などの動向に応じて毎年見直されています。

#### ○最低賃金の種類

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象とした「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

なお、「地域別最低賃金額」が「特定（産業別）最低賃金額」を上回る場合は、「地域別最低賃金額」が適応されます。

### ★産業別最低賃金

産業名	最低賃金時間額 (昨年度からの引き上げ額)	効力発生日
冷凍調理食品製造業最低賃金	752円 (2円↑)	平成28年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金	869円 (19円↑)	平成28年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械製造 業最低賃金	822円 (17円↑)	平成28年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造 業最低賃金	881円 (21円↑)	平成29年1月14日

詳しくは下記までお問い合わせください。

香川労働局労働基準部賃金室 087-811-8919

平成29年1月1日から



# 育児・介護休業法が変わります!!

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるように育児・介護休業法が変わります。主な変更点は、次のとおりです。

## 介護に関する改正点

### ①介護休業の分割取得

介護を必要とする家族1人につき通算93日まで3回を上限として、介護休業を分割して取得することができるようになります。

### ②介護休暇の取得単位の柔軟化

介護休暇を半日（所定労働時間の2分の1）単位で取得できるようになります。

### ③介護のための所定労働時間の短縮措置等

介護のための所定労働時間の短縮措置について、介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上利用ができるようになります。

### ④介護のための所定外労働時間の制限（残業の免除）

新設

介護を必要とする家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除を受けられるようになります。

## 育児・子育てに関する改正点



### ①有期労働者の育児休業の取得要件の緩和

次の要件を満たす有期労働者の方も育児休業を取得できるようになります。

- ・ 申出時点で過去1年以上継続雇用されていること
- ・ 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

### ②子の看護休暇の取得単位の柔軟化

子の看護休暇を半日（所定労働時間の2分の1）単位で取得できるようになります。

### ③育児休業等の対象となる子の範囲

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等についても育児休業や子の看護休暇等の対象となります。

詳しい内容については、厚生労働省のHP (<http://www.mhlw.go.jp/>) 又は香川労働局雇用環境・均等室 (TEL: 087-811-8924) までお問合せください。

「たかまつ労政だより」は、高松市ホームページ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/> にも掲載しておりますのでご覧ください。